

第6回市民協働推進指針策定懇談会 会議次第

日時 平成16年11月1日(月)
午後2時～

場所 市役所14階D会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 市民協働推進指針(案)について
【別紙1, 資料1, 2, 3】

(2) 懇談会の提言書(案)について【別紙2】

(3) その他

3 提言書の提出

4 閉 会

私たちが共に進める
新しいまちづくりの考え方

～ 市民協働推進指針（案）～

平成 1 6 年 月

うつのみやし

目次

ページ

はじめに	1
現在のまちづくり	
1 現在のまちづくりにおける協力・連携	2
2 市民や市が協力してまちづくりを行う必要性	2
3 市民や市が協力してまちづくりを行っていくための課題	3
新しいまちづくりに向けて	
1 市民協働によるまちづくりとは	4
2 基本的な考え方	6
(1) 市民協働を行う上での4つの約束ごと(基本原則)	
(2) まちづくりにおける私たちそれぞれの役割(役割分担)	
市民協働の進め方	
1 市民協働を進める上での方針	8
2 市民協働の手順	10
おわりに	11

はじめに

今、私たちのまち『うつのみや』は大きく変化しようとしています。

地方分権の進展に伴って、自治体それぞれが競い合い、特色のある、「顔のあるまちづくり」を目指すとともに、「まちづくりへ積極的に関わりたい」、「自分たちの地域のことは自分たちで考えたい」という市民の意欲も高まっています。

また、少子・高齢化の進展など、社会経済情勢が急速なスピードで変化する中、市民の求める幸せや豊かさが多様化しているとともに、身近なサービスの必要性はますます高まっており、市民一人ひとりが満足するまちをつくるためには、市民と市と一緒にまちづくりを進めることがもっとも効果的です。

このような状況に的確に対応していくために、市では平成15年2月に、新たな都市経営の実現に向けた「行政経営指針」を策定しました。

この行政経営指針では、行政サービスの質の向上を目指す「成果重視」と並んで、市民との関係を見直し新しい連携・協力の形を築いていく「市民協働」を大きな方向性の一つとして掲げています。

このようなことから、私たちは、「市民協働」を今後の『うつのみや』の進むべき道を支える大きな礎としてとらえ、すべての市民や市が、共にまちづくりを行っていく上での基本的な考え方を指し示すものとして、「市民協働推進指針」を策定しました。

言いかえれば、この指針は、まちづくりに関わるすべての市民や市が、お互いに信頼できる関係を築き、それぞれの特色や個性を活かしながら協力・連携していくためのルールとなるものです。

私たちは、この指針のもとで、すべての市民や市が、共にまちづくりについて考え、共に行動することによって、幸せと豊かさ、安らぎを実感できる市民協働のまち『うつのみや』をつくり育てることを目指します。

現在のまちづくり

1 現在のまちづくりにおける協力・連携

現在、まちづくりを進めるに当たって、各種団体の参加やボランティアの協力など、さまざまな形での積極的な市民の参加がみられます。

また、地域においては、自治会や各種団体などが主体となった地域活動が行われており、住民主体の地域づくりを進めていくため、市内37地区に「地域まちづくり組織」が結成されたところです。

一方、NPOについては、福祉分野をはじめ、さまざまな分野における活動が増えてきています。

市においても、情報公開制度や広報紙、インターネットでの情報提供、審議会の会議公開など、市民との情報の共有に関する制度の充実を図ってきているとともに、「審議会等の委員の公募」、「パブリックコメント」()などを通して、計画段階における市民参画を推進しています。

このように、私たちのまち「うつのみや」では市民と市や、市民同士での連携・協力の動きが芽生えてきています。

2 市民や市が協力してまちづくりを行う必要性

このような状況の中で、市民の力を活かし、市民の創意にあふれた「うつのみや」をつくり上げていくためには、市民の意思や参加を重視した、市民一人ひとりの声が反映できるまちづくりをこれまで以上に推進していくことが必要です。

また、現在の急激な社会変動や、求められる暮らしのスタイルや価値観が多様化している中であってまちづくりを進めるには、豊かな生活者感覚を持ち、一人ひとりの求めるものにきめ細かく柔軟、かつ速やかに対応できる市民が相互に協力し合ったり、全体の利益に対して公平性、公正性を発揮し、まちづくりを専門に行う市と協力し合うことが必要であり、もっとも効果的であると考えています。

パブリックコメントとは：市の重要な施策や計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の皆さんに意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくものです。

3 市民や市が協力してまちづくりを行っていくための課題

市民や市がさらに協力してまちづくりを行っていくためには、以下のような課題を解決していくことが必要です。

ア 情報を共有できる仕組みづくり

市政や地域に関する多種多様な情報や市民の意見，市民団体の活動の状況など，これまで以上に情報を共有できる仕組みを整備することが必要です。

イ まちづくりに関する意識醸成，担い手づくり

すべての市民が，まちづくりの主体として，身近なまちづくりの課題の解決に積極的に取り組んでいくという意識を育てることが必要です。

また，地域活動や市民活動を担う人材を育てていくことが必要です。

ウ まちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

みんながまちづくりについて考えたり，まちづくりに関わることができるように，まちづくりに参加・参画しやすい仕組みをつくる必要があります。

エ 市民活動がしやすい環境づくり

それぞれ充実した市民活動が行われていくように，市民活動をみんなで支えるための場づくりや仕組みづくりなどが必要で

オ 市職員の意識改革と組織体制の充実

市民や市の協力によるまちづくりの重要性や必要性をさらに認識できるように，市職員の意識改革を図るとともに組織体制の充実を図ることが必要です。

カ 協力・連携を評価する仕組みづくり

市民や市の協力によるまちづくりのあり方をみんなで考え，さらに改善していけるよう，協力・連携して行われた事業を評価していく仕組みづくりが必要で

新しいまちづくりに向けて

1 市民協働によるまちづくりとは

今まで以上に暮らしを充実させ、さらに豊かに暮らしていくためには、市民一人ひとりがさまざまな団体や個人の活動を通して、まちづくりの主体として行動していくとともに、それぞれの活動を独創的に組み合わせることで、新たなまちづくりの仕組みや可能性をつくり育てていくことが重要です。

市民とは・・・

まちづくりとは・・・

このまちに関わる人たちが、自分たちのまちがどういうまちであったらよいかということを考え、より暮らしやすい空間や社会、制度をつくっていくために行うすべての行動のことです。

NPO とは: 英語の Nonprofit Organization ということばの頭文字をとったもので、Non は「非」、profit は「利益を目的とした」、Organization は「組織」で、訳すると「非営利組織」となります。

社会福祉法人、学校法人なども広義では含まれますが、近年は行政の縦割りや監督を超えて、自由に自律的に活動する民間の団体が増えてきています。

そこで、今後はまちづくりをより効果的に行っていくためには、市民や市（以下「私たち」といいます。）の協力・連携が必要不可欠である、という認識から、私たちが協力し合って（協働して）まちづくりを進めることを『市民協働』と呼び、次のように取り決めるとともに、私たちみんなでその輪を広げていくこととします。

私たちのまちについての**共通の目標**を実現するために、

私たちが**対等の立場**に立って、

相互の信頼と合意のもと、

役割と責任を担い合い、

お互いの特性や能力を発揮し合いながら

連携・協力して、

効果的に

まちづくりに取り組んでいくことです。



2 基本的な考え方

市民協働を推進していくためには、以下の4つの基本的な約束ごとによって、私たちそれぞれの得意とすることを存分に発揮し合う必要があります。

(1) 市民協働を行う上での4つの約束ごと(基本原則)

相互理解の原則

私たちは、情報の交換を密接に行い、お互いの目的や特性を正しく理解し合った上で協力してまちづくりを行います。

自立性・自律性の原則

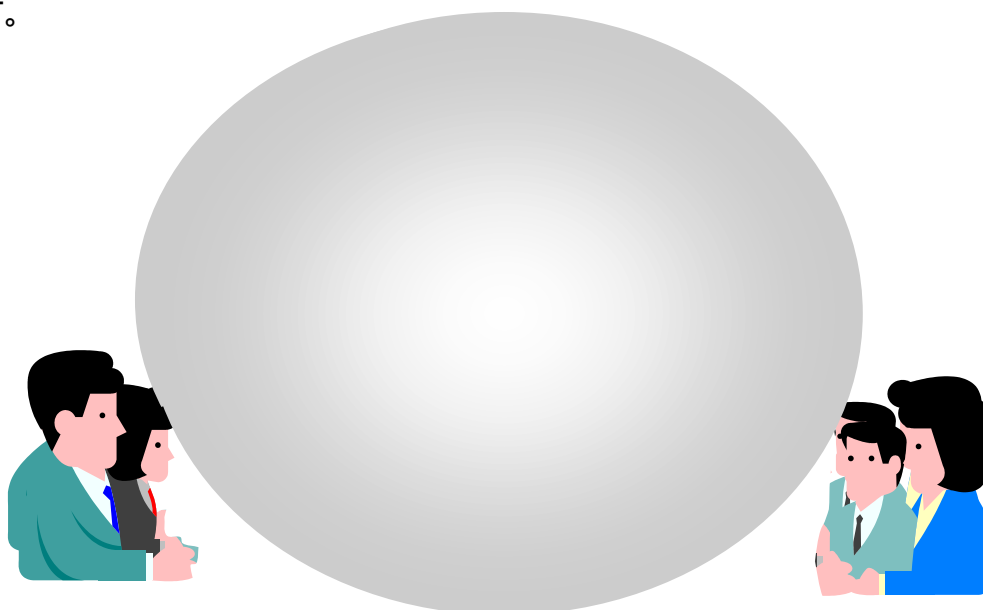
私たちは、まちづくりの主体であるという認識のもとに、自立してそれぞれの力を十分発揮し合うとともに、主体性や独自性、専門性を高め合い、お互いに決まりごとを守って自律的に行動します。

評価の原則

お互いをさらに理解したり、市民協働によるまちづくりの発展・改善のために、私たちは協働で行った事業を相互に評価し合い、また第三者の評価を活用します。

公開の原則

さらなる市民協働の輪を広げるために、私たちそれぞれの情報や評価の情報を広く公開し、透明性が高く、参加しやすい、開かれた関係づくりを目指します。



(2) まちづくりにおける私たちそれぞれの役割(役割分担)

市民協働を効果的に進めていくため、私たちは、それぞれが得意とすることを存分に発揮し合うとともに、対等の立場で、できること・やるべきことを協力して行うことによって、さまざまなやり方によるまちづくりの可能性を広げ、私たちみんなでまちづくりを担い合っていく社会をつくりま



市民(=まちづくりの主体)にできること, やるべきこと

- ・敏速性や特殊性, 専門性が求められるものの中で, 市が行い得ないサービスを提供します
- ・豊かな生活感覚に基づいたまちづくりを行います
- ・地域活動やNPO活動, ボランティア活動や企業の社会貢献活動などの市民活動を通じたまちづくりを行います
- ・他の市民活動を理解し, 積極的に協力します
- ・市の行うまちづくりに積極的に参加・参画します など

市にできること, やるべきこと

- ・まちづくりを円滑に進めるためのしくみづくりを専門的に行います
- ・市民が主体的に行うまちづくりへの協力・支援・参加を行います
- ・公平性や安定性が求められるものなど, 市民が行い得ないサービスを提供します
- ・市民活動同士が連携・協力できるような場や仕組みをつくりま など

市民協働の進め方

1 市民協働を進める上での方針

市民協働の具体的な進め方として、私たちは基本原則と役割分担の考え方をふまえて、**幸せと豊かさ、安らぎを実感できる市民協働のまち『うつのみや』をつくり育てることを目指し、以下の5つの基本方針に沿って市民協働のまちづくりを進めて行くこととします。**

~ 基本方針 ~

ア お互いの情報を共有します

私たちは、共に情報を提供する機会や手段を充実させるとともに、世代間交流などを進め、それぞれのコミュニケーションを深めるようにしていきます。

また、まちづくりの情報が適切に公開される仕組みを整備するとともに、まちづくりについて、私たちみんなが考える社会の実現を目指します。

イ 意識の醸成や担い手づくり，組織の改革を行います

私たちは、市民協働について積極的に周知していくとともに、市民協働を担う人材の育成をしていきます。

また、市職員の協働意識をより高め、市民協働の推進に向けて組織の充実に努めるとともに、行政評価などを活用して協働事業を充実していきます。

さらに、市民協働のなお一層の推進に向け、協働事業を推進するためのマニュアルづくりを進め、それを活用していきます。

ウ 参加・参画しやすい事業，活動を行います

私たちは，パブリックコメント制度や審議会などの運用が適切なものになるよう改善していくとともに，ワークショップなどについても積極的な活用をしていきます。

また，参加・参画していくための新たな仕組みについても検討していきます。

さらに，私たちそれぞれの活動について，常にかかれた，みんなが参加しやすい活動にしていきます。

エ 市民が活動しやすい環境をつくれます

私たちは，地域のことは地域で解決できるまちづくりを目指すとともに，地域住民が主体となって活動する開かれたまちづくりの組織などを発展させていきます。

また，市民活動団体の活動の充実・育成のため，市民活動助成基金などの支援策を充実していきます。

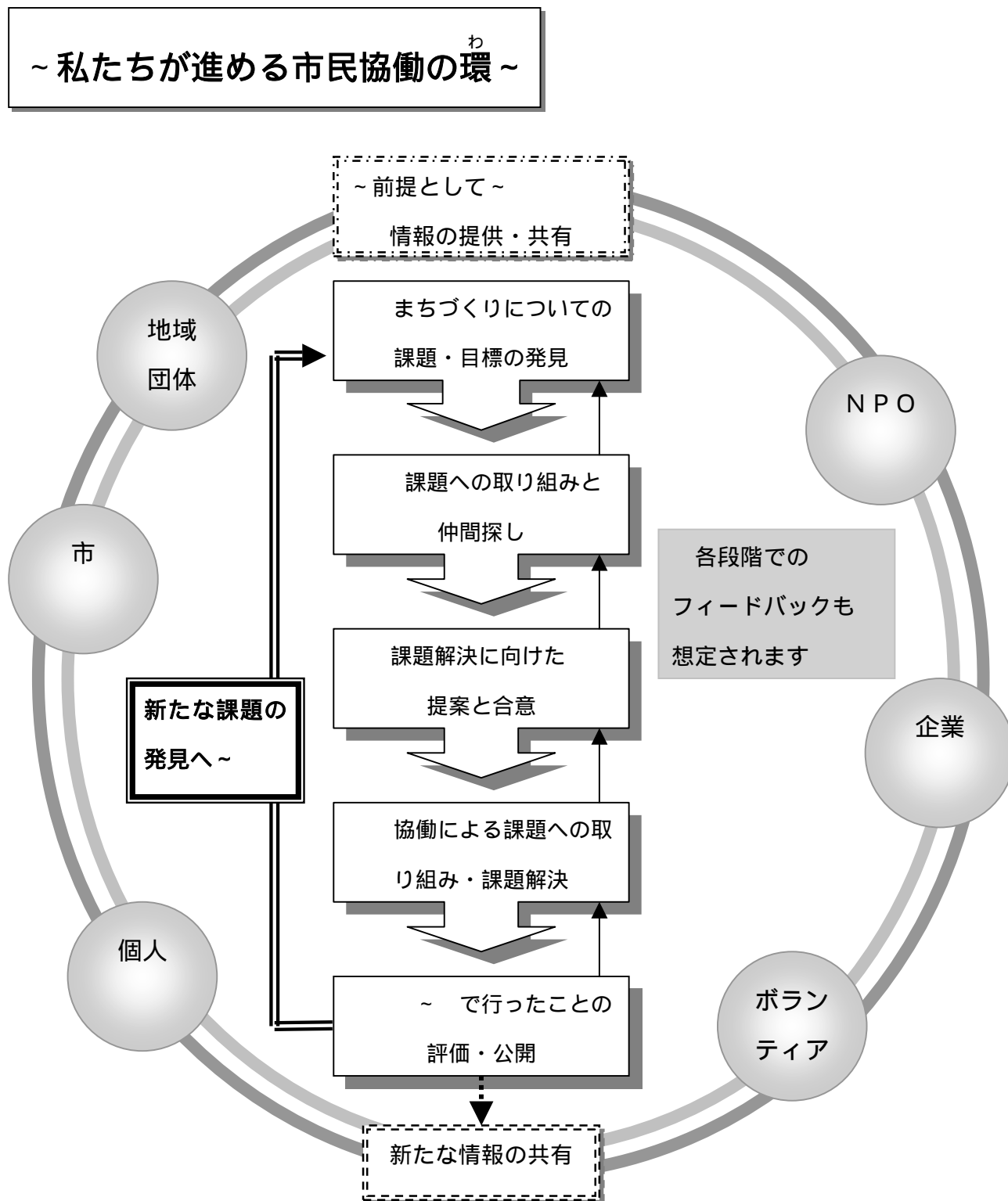
さらに，活動拠点や，市民活動の窓口の充実に努めるとともに，地域，NPO，企業，市などを結ぶネットワークづくりを推進していきます。

オ 協働事業を評価・公開していきます

私たちは，協働事業を相互に評価する仕組みや第三者が評価する仕組みのあり方について考えるとともに，適正な評価・公表が行われるようにしていきます。

2 市民協働の手順

市民協働を具体的に進めていく上で、私たちは、以下のような段階と手順を設けて、市民協働によるまちづくりを効果的かつ発展的に進めていきます。



おわりに

これまで、私たちは、それぞれまちの構成員として生活していくことや、全体的なまちづくりに関する事業を行うことでそれぞれの役割を担ってきました。

しかし、これからもっと成熟した社会の中で、私たちがより幸せに暮らしていくためには、自らの権利や義務に基づいて行動していくとともに、お互いが助け合い、協働してまちづくりを担い合っていくことが必要です。

そこで、私たちは、市民協働のまち『うつのみや』をつくり育てていくための最初のステップとして、この指針を検討してきました。

今後は、より一層の市民協働の推進を目指し、まずモデル事業などを活用することで、市民協働の進め方を周知していくとともに、新たな事業や市民協働の手法などについても、積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、市民協働をまちづくりの基本原則の一つとして、より強固に位置付けていくためには、地方分権時代の自治体の基本ルールとなる自治基本条例などの策定の折にもその中で位置付けていく必要があると考えられます。

まちづくりは、市だけが行うものでも、市民だけが行うものでもなく、みんなで協力して行っていくものです。そんな当たり前のことが当たり前になる社会をつくっていくために、私たちはこの指針をつくりました。

そのためには、まず、私たち一人ひとりがまちづくりについて考えてみる、そして参加していくことが不可欠です。私たちの手で、「市民協働のまちづくり」を進め、地域自治へのステップとするため、この指針を私たちみんなで共有していくよう努めていきます。



提 言

当懇談会は、「市民協働」を進めていくために、その基本的な考え方となる「宇都宮市市民協働推進指針」を策定するに当たり、学識経験者や地域団体、NPO、企業、地域住民などの多様な視点から、幅広く意見を交換し、提言を行うために設置されたものです。

「市民」と「市」が協力してまちづくりに取り組んでいく「市民協働」は、今、まちづくりの新たな“かたち”として広まってきています。

私たち懇談会委員は、「市民協働」が定着し、「市民協働」を通じて、都市の構成員みんなが「うつのみやし」をこれまで以上に住み良いまちとして、創り育ていけるよう、今年の2月以降、熱意を持って意見交換を重ね、懇談会としての提言を別紙のとおりまとめました。

「うつのみやし」は、指針の策定により、「市民協働」の推進に向け、第一歩を踏み出します。

市に対しては、本提言を踏まえ、「市民協働」の推進に向け、前例にとらわれることなく、チャレンジ精神を持って、取り組んでいくことを強く望みます。

また、市民に対しても、自らのまちについて考え、行動していくことを期待します。

なお、市民協働を具体的に推進していくに当たって、留意すべき事項を別記として付記します。

平成16年 月

宇都宮市市民協働推進指針策定懇談会

〔総論〕

市民協働を推進していくに当たっては、地域の歴史や文化、特性に十分配慮することが必要である。（大竹委員）

学生や主婦、障害者、在住外国人などのあらゆる市民、そして生涯学習や男女共同参画などのあらゆる視点に配慮して、市民協働を推進していく必要がある。（船津委員，小倉委員，小針委員）

ボランティアやNPO，企業などは、それぞれに異なった能力や特性を持っているので、協働が難しい場合もある。市民協働を推進していくに当たっては、そのような点にも十分配慮する必要がある。（寺山委員）

〔各論〕

情報の共有化

広報紙とホームページを上手に組み合わせることで情報提供していくことが必要である。その際、地域がIT（情報通信技術）を苦手とする人を支援していくことも大切である。（坂本委員）

情報を共有していくに当たっては、広報紙の字を大きくしたり、電子掲示板を設置したりするなどの工夫も重要である。（柴田委員，小針委員）

地域自治

市と地域が協力して作成した計画が、市の計画に位置づけられ、実行に移されていくような仕組みが必要である。（沼田会長，三橋委員，郷間委員）

地域住民自らがまちづくりに取り組む「地域まちづくり組織」の区割りについては、地域の実情に応じたより弾力的な取扱いが必要である。（酒井委員）

今後、企業が果たす役割が大きくなっていくと考えられるが、その際、市が調整役として果たす役割も重要である。（寺山委員，船津委員，郷間委員）

「地域でできることは地域で」との考え方を実現できるように、地域に財源が配分することが必要である。（酒井委員）

推進体制

市民協働を強力に推進していくために、担当組織を設置することも検討すべきである。（郷間委員，湯沢委員）

なお、組織の設置が目的とならないように十分注意する必要がある。（沼田会長，船津委員）

市民協働を進めていくに当たっては、地域主体のまちづくりの実現が重要であることから、本庁に地域のまちづくりを横断的に統括する機能を付加するとともに、各地区市民センターにまちづくりを担当する専任の職員を配置することが必要である。（郷間委員）

市民活動の推進に向け、市西部にも市民活動サポートセンターを設置することも検討すべきである。（船津委員，郷間委員）

宇都宮市市民協働推進指針策定懇談会会議経過

第1回 平成16年2月26日

- (1) 会長, 副会長の選出について
- (2) 会議及び会議録の公開について
- (3) 市民協働推進指針懇談会について
 - ・市民協働によるまちづくりについて
 - ・役割やスケジュールについて
- (4) 市民協働推進指針(案)について
 - ・指針の構成について
 - ・現状と課題について

第2回 平成16年4月23日

- (1) 第1回懇談会で求められた資料について
 - ・協働の取組事例について
 - ・自治会・コミュニティ活動の特徴について
- (2) 市民協働推進指針骨子(案)について

第3回 平成16年5月14日

- (1) 第2回懇談会で求められた資料について
 - ・「市民」と「行政」の協働のための取組事例の事業費(16年度予算)について
 - ・中核市の自治会の加入率について
 - ・市民協働に関する用語定義等について
- (2) 市民協働推進指針骨子(案)(継続協議)
 - ・市民協働推進指針骨子(案)(修正版)について

第4回 平成16年7月16日

- (1) 市民協働推進指針の骨子(最終案)について
- (2) 地区行政の基本的な考え方について
- (3) 市民活動団体等との意見交換について

第5回 平成16年8月27日

- (1) 市民協働推進指針の素案について
- (2) 懇談会の提言書のイメージについて

第6回 平成16年11月1日

- (1) パブリック・コメントの概要について
- (2) 市民協働推進指針の最終案について
- (3) 懇談会の提言書について

宇都宮市市民協働推進指針策定懇談会委員名簿

平成16年11月 日現在（敬称略）

氏 名		役 職 名 等
学 識 経 験 者	沼田 良	作新学院大学地域発展学部教授
	三橋 伸夫	宇都宮大学工学部教授
	吉川 泰夫	（株）下野新聞社編集局編集センター長
各 種 団 体 の 代 表 者 等	酒井 昭二	前宇都宮市自治会連合会副会長
	寺山 秀男	宇都宮市自治会連合会副会長
	大竹 泰二	宇都宮市社会福祉協議会副会長
	松江 比佐子	宇都宮市PTA連合会副会長
	船津 祥	宇都宮市民活動サポートセンター運営会議代表
	檜山 昌彦	（社）宇都宮青年会議所副理事長
	小倉 克洋	まちづくり交流センター「イエローフィッシュ」リーダー
	坂本 安男	宮まちづくりネットワーク代表世話人
	柴田 利光	連合栃木宇河地域協議会副議長
公 募	郷間 康久	公募委員
	小針 協子	公募委員
	湯澤 敦史	公募委員

会長， 副会長